

# 容器担保(Flaschenpfand)に関する私法上の法律関係について —ドイツ連邦通常裁判所2007年7月9日の2判決を中心に—

村 山 洋 介

- I. 問題の所在
- II. 連邦通常裁判所2007年判決以前の議論状況
- III. 連邦通常裁判所2007年判決
- IV. 連邦通常裁判所2007年判決の整理と学説による批判  
おわりに

## I. 問題の所在

環境大国と言われるドイツでは、「使用貸借容器」「担保容器」、「2.5€担保容器」などのラベル表記を伴った、いわゆる再利用が予定されたりサイクル容器が大量に流通している。一般にこれらは、「担保容器 (Pfandflasche)」などと称され、とりわけ清涼飲料水やビール、ミネラルウォーターなどの飲料用容器において利用されている。通常、このような担保容器に詰められた飲料を購入した最終消費者は、飲料購入時、飲料代金に「容器担保 (Flaschenpfand)」として一定の「担保金」を上乗せした金額を小売業者に支払ったうえ、飲料を費消した後、空容器を小売業者に返還して担保金の返還を受けることができる。さらに、最終消費者から空容器の返還を受けた小売業者は、これを飲料製造業者に返還し、飲料製造業者がこれを再利用して再び市場に流通させることになる。このように、担保容器を製造業者、小売業者、最終消費者との間を循環させることで、リサイクル容器の再利用と包装容器による環境負荷への低減が図られることになる<sup>\*)</sup>。

さて、このようなリサイクル容器の回収システムは、環境保護の観点から重要な意義を持つことはもちろんであるが、同時に、各流通過程における担保金の授受は、担保容器の流通規模から、飲料の販売過程に関与する企業および日常的に飲料を購入する最終消費者にとって、極めて重要な経済的な意味を持つことになる。そのため、担保容器に関する法律関係の解明が求められることに

なるが、担保容器の回収システムには製造業者、卸売業者、小売業者、最終消費者など複数の当事者が関与する分、その法律関係は複雑化する。ドイツでは、比較的古くから、担保容器の回収システムに関与する当事者の法律関係について検討が試みられてきたが、その議論は、特に以下の論点に集約される。すなわち、①流通過程に置かれた担保容器の所有権は誰に帰属しているのか、特に飲料製造業者は担保容器の回収を確実にするため、通常、卸売業者ないし小売業者に対する飲料販売に際し、普通取引約款中に担保容器に関する所有権留保条項を挿入して流通させているが、この飲料製造業者による所有権留保条項は如何なる範囲で効力を維持しうるのか（担保容器に関する物権的法律関係）、②販売過程において担保容器を目的として締結される契約は、債務法上如何なる契約類型に属するのか（担保容器に関する債権的法律関係）、③これらを踏まえ、容器担保として交付される金銭は、如何なる法的意味を有するのか（容器担保の法的性質）、である。

それぞれの論点について、多様な議論が展開されている中、連邦通常裁判所は、2007年7月9日の同日に、担保容器の法律関係に関する二つの重要な判決を出した。

そこで、本稿は、この2007年7月9日に出された連邦通常裁判所の2判決を中心に、ドイツにおける容器担保を巡る法律関係に関する議論状況の整理を試みたいと思う。

従来、我が国においても環境保護政策的な観点からドイツにおける容器担保を含むリサイクルシステムの分析が為されているが<sup>\*2</sup>、本稿は、さらに、容器

---

\*1 ドイツでは、包装廃棄物の軽減等を目的として、1989年8月に包装政令（Verpackungsvorordnung）が制定されている。同政令の8条では、ワンウェイ容器を用いて飲料を提供する販売者に対し、デポジット金の徴収義務と容器回収時における払戻義務を課している。ただし、このような包装政令に基づく公共政策法的な販売者の義務と当事者の意思に基づいて規律される当事者間の私法上の権利義務関係は区別して論じられている（Vgl. BGH9. 7. 2007, NJW2007, S. 2912）。

\*2 たとえば、栗原和夫・杉山涼子「ドイツ強制デポジットの状況」月刊廃棄359号14頁、西澤真理子「試行錯誤するドイツの飲料容器のデポジット・システム」月刊廃棄物350号26頁、永見靖「ドイツのライフスタイルとデポジット制度」環境研究130号121頁など。また、経済産業省のHP（<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/>）には、ドイツの包装制令による強制デポジット制度に関する調査資料が多数掲載されている。なお、強制デポジット制度の憲法上の問題を扱うものとして、清水幾久子「ドイツ飲料包装容器デポジット制度の憲法問題」法律論叢78巻6号277頁がある。

担保に関するドイツにおける私法上の法律関係に関する議論状況を明らかにすることを主たる目的とする。さらに、容器担保は、伝統的に非典型担保ないし変態担保 (Irregulares Pfandrecht) の一種と位置づけられており、容器担保の非典型担保としての独自性を明らかにすることは、我が国における敷金契約をはじめ金銭を担保目的物とする非典型担保の効力を検討するうえで、一定の解釈論的示唆を得ることができるのではないかと考えている。

なお、担保容器の利用は飲料容器に限定されないが、本稿では、大量に市場に流通し、かつドイツの判例および学説が検討の対象としてきた飲料容器に限定し、かつ関係当事者を飲料製造業者、中間商人 (卸売業者、小売業者を含む)、最終消費者に限定することとする。

## II. 連邦通常裁判所2007年判決以前の議論状況

連邦通常裁判所2007年判決以前においては、担保容器に関する物権的および債権的法律関係を、担保容器の形状 (素材、形態、色彩など) に基づき、これを特定の製造業者の所有物と明確に区別しうる個別容器 (individualisierten Getränkeflaschen eines einzelnen Herstellers, Individualflasche)、②そのような区別が不可能な統一容器 (Nicht-individualisierte Einheitsflaschen, Einheitsflasche)、③特定の製造業者グループを区別しうる容器 (Individualisierte Getränkeflaschen einer geschlossenen Herstellergruppe) とに分類して検討する立場が支配的である。以下、連邦通常裁判所2007年判決以前の議論状況について概観する。

### 1. 物権的法律関係

#### 1-1 個別容器

個別容器とは、担保容器の形状等から明確に特定の製造業者の所有物と区別しうる容器であり、例として、容器の底に「F」という刻印が付された国有のミネラル鉱泉部門が使用する保健水入りの飲料容器がこれに該当するとされている<sup>\*3</sup>。

個別容器が飲料製造業者から中間商人を経由して最終消費者に引き渡された

---

\*3 OLG Köln, ZIP 1980 S.1096.

場合であっても、個別容器の所有権はなお飲料製造業者に留保されていると解されている<sup>\*4</sup>。飲料製造業者と中間商人においては、飲料販売に際して締結される普通取引約款上の所有権留保条項の効力を指摘するものが多い<sup>\*5</sup>。

中間商人と最終消費者との関係では、容器の個性性を示す表示、担保要求による容器と内容物との分離された取り扱いから、最終消費者は空容器の返還を求められることを容易に認識できることから、最終消費者は中間商人の所有権移転意思を前提とすることはできず、最終消費者と中間商人の間には所有権移転の合意（民法929条1文）が欠如しているとされている<sup>\*6</sup>。

また、最終消費者は、個別容器に付された特定の飲料製造業者を示す外形的特徴と「担保容器」の表示から、飲料製造業者による再利用が予定された容器であることを容易に認識しうる以上、容器の所有関係について善意無過失を主張できず、善意取得による所有権取得の余地もないとされている<sup>\*7</sup>。さらに、個別容器の所有権は、流通後も常に飲料製造業者に帰属することから、飲料製造業者が他の飲料製造業者の個別容器を回収した場合には、民法985条、1004条1項1文により所有権の侵害が生じることが指摘されている<sup>\*8</sup>。

## 1-2 統一容器

これに対し、統一容器とは、外形上他の飲料製造業者が使用する容器との区別が不可能な容器であり、例として、Euro-Bierflaschenなどがこれに当たるとされている<sup>\*9</sup>。

連邦通常裁判所1955年10月5日判決<sup>\*10</sup>は、使用された容器が他の飲料製造

---

\*4 裁判例として、RGZ 159, 65, 66.;OLG Köln ZIP 1980, 1096.;LG Darmstadt ZIP 1980, 113.がある。

\*5 H. Kollhosser-R. Bork, Rechtsfragen bei der Verwendung von Mehrwegverpackungen, BB1987, S. 912.; F. Schäfer-U. Schäfer, Eigentums- und schadensersatzrechtlich Probleme des Pfandnleergutes, ZIP1983, S. 657.

\*6 Kollhosser-Bork, a. a. O (Fn5), S. 911.

\*7 Schäfer-Schäfer, a. a. O (Fn5), S. 659.

\*8 Schäfer-Schäfer, a. a. O (Fn5), S. 658. なお、個別容器を流通させた飲料製造業者の占所有者に対する所有権に基づく主張の可否については、後述の連邦通常裁判所2007年②判決で正面から争われている。

\*9 M. Martinek, Leergut im Zwischenhandel, JuS1989, S. 269.

\*10 BGH, 5. 10. 1955, BB1955, S. 1010.

業者の容器と区別することが不可能な場合には、販売過程の各段階において統一容器の所有権移転が生じるとしている<sup>\*11</sup>。

学説も、一般にこの結論を支持しており、その理由として、統一容器が特定の飲料製造業者の個別性を示す外形的特徴を有していない以上、市場に流通する他の統一容器との混合(民法948条1項)が生じ、飲料製造業者は所有権を喪失することが指摘されている<sup>\*12</sup>。また実務上の取り扱いにおいても、飲料製造業者は、自己が流通させた統一容器と同一の容器の返還を期待しておらず、同種・同等・同量の容器の返還で満足していることから、飲料製造業者の統一容器に関する物権的な権利を主張する意思を推認できないとされている<sup>\*13</sup>。その結果、飲料製造業者が、中間商人との間で普通取引約款中に統一容器に関する所有権留保条項を挿入したとしても、「所有権留保」条項に向けられた当事者の意思は不可能かつ不当な関係に向けられているものと評価され<sup>\*14</sup>、飲料製造業者と小売業者間には、所有権留保条項の存在に関わらず、飲料販売に際し、統一容器に関する民法929条1文の所有権移転の合意が存在したと評価されることになる<sup>\*15</sup>。

同様に、中間商人と最終消費者間においても、最終消費者は容器の所有権取得に関する利益を有しており、また、小売業者も大量の飲料販売に際して、最終消費者に対し特定の統一容器の所有権留保をして特定の統一容器を飲料製造業者に

---

\*11 同連邦通常裁判所判決は、統一容器の所有権移転を認めた控訴審について、「ビール醸造業者の引渡条件として定められた所有権留保につき、当該事情においては、契約当事者の有効な意思と矛盾する点について異議はない」としている。

\*12 Kollhosser-Bork, a. a. 0(Fn5), S. 914.; Schäfer-Schäfer, a. a. 0(Fn5), S. 659.; M. Martinek, Das Flaschenpfand als Rechtsproblem, JuS1987, S. 515. なお、この場合、民法947条による混合物に関する共有関係の成立は否定されるとしている。統一容器を使用する共有者の特定が不可能であること(Kollhosser-Bork, a. a. 0(Fn5), S. 914.)、共有者の特定が不可能であるが故に、共有関係の解消ないし共有物の分割手続きを実現できず、再利用の目的で目的物を単独で使用する権限を説明できないこと(Schäfer-Schäfer, a. a. 0(Fn5), S. 659.; Martinek, a. a. 0(Fn12), S. 515.)、などが指摘されている。

\*13 Kollhosser-Bork, a. a. 0(Fn5), S. 914.

\*14 OLG Celle, BB1967, S. 779.; OLG Köln, ZIP1980, S. 1100.; Kollhosser-Bork, a. a. 0(Fn5), S. 915.; Schäfer-Schäfer, a. a. 0(Fn5), S. 659.; Martinek, a. a. 0(Fn12), S. 515.; ders, a. a. 0(Fn9), S. 269. なお、OLG Celle, BB1967, S. 778. は、製造業者名が示されたビールケースの事案について、飲料製造業者の所有権留保条項の効力を否定した上、小売業者へのビールケースの所有権移転を認めている。

\*15 Kollhosser-Bork, a. a. 0(Fn5), S. 914. なお、Kollhosser-Bork は、飲料製造業者の統一容器の所有権喪失は、民法948条1項ではなく、引渡時の所有権移転の合意(民法929条1文)によるとしている(Kollhosser-Bork, a. a. 0(Fn5), S. 914.)。

返還することは無意味かつ不可能であることが指摘されている。したがって、中間商人および最終消費者双方は統一容器について所有権留保する利益を有しておらず<sup>\*16</sup>、中間商人と最終消費者間においても統一容器に関する所有権移転の合意（民法929条1文）の存在が肯定されている<sup>\*17</sup>。加えて、飲料製造業者が市場に流通する不特定な統一容器を回収し再利用する状況において、統一容器の各販売段階における所有権移転を否定した場合、回収ないし再利用による所有権侵害を回避する根拠が困難になる点も踏まえ<sup>\*18</sup>、判例および通説は一致して、統一容器は各販売過程において常に所有権移転が生じることを承認している<sup>\*19</sup>。

### 1-3 製造業者グループの個性性が示された容器

製造業者グループの個性性が示された飲料容器（以下、便宜上「個別的グループ容器」と表記する）とは、特定の製造業者グループを区別しうる外形的特徴が見られる飲料容器であり、例として、「ドイツ鉱泉連合（Verband Deutscher Mineralbrunnen）」、「ドイツ鉱泉協同組合（Genossenschaft Deutscher Brunnen）」に所属する飲料製造業者が使用する飲料容器などがこれに当たるとされている<sup>\*20</sup>。個別的グループ容器の物権的法律関係に関しては争いがみられる。

判例では、下級審判決であるが、販売過程の全ての段階において個別的グループ容器の所有権移転を認めるもの<sup>\*21</sup>と製造業者グループに属する個別の飲料製造業者に所有権の帰属を認めるもの<sup>\*22</sup>がみられる。

---

\*16 Kollhosser-Bork, a. a. 0 (Fn5), S. 915.

\*17 Kollhosser-Bork, a. a. 0 (Fn5), S. 915. ; Martinek, a. a. 0 (Fn9), S. 269.

\*18 Martinek, a. a. 0 (Fn9), S. 269.

\*19 飲料製造業者は統一容器の回収に際し、民法929条1文により統一容器の所有権を取得し、再利用する権限が基礎付けられるとされている（Vgl. Martinek, a. a. 0 (Fn9), S. 272.）。

\*20 Kollhosser-Bork, a. a. 0 (Fn5), S. 915. なお、個別的グループ容器の所有権は、組合ないし連合に帰属するのではなく、個々の飲料製造業者に帰属している。そのため、個別的グループ容器には、当該グループに所属する個々の飲料製造業者名を示すラベルが貼付されている（Martinek, a. a. 0 (Fn9), S. 270.）。また、製造業者グループにおける個別的グループ容器の使用条項には、一般に、①参加者は、個別的グループ容器を自由に流通させることができること、②無権利者に対して個別的グループ容器の所有権を移転すること、あるいはその他の所有物に関する権利を移転することは許されないこと、③参加者は、連合ないし組合に対し、個別的グループ容器に関する権利を、連合ないし組合の名において無権利者に対して主張する権利を委任すること、などが定められている（Kollhosser-Bork, a. a. 0 (Fn5), S. 913.）。

\*21 OLG Köln, ZIP 1980 S. 1098. ; LG Darmstadt, ZIP 1980 S. 113.

\*22 OLG Köln, NJW-RR1988, S. 373. ; OLG Karlsruhe, NJW-RR 1988, S. 370.

前者は、個別容器に類型化しうる所有権表示は、容器素材、装丁、刻印あるいは特殊形態により、特定の飲料製造業者の所有物として確定しうる継続的かつ変更不可能な表示でなければならず、個別的グループ容器に特定の製造業者を示すラベルが貼付されていたとしても、それが容易に剥がれ得る場合には、特定の飲料製造業者を区別しうる所有権表示としては不十分であるとする。そのため、物権的法律関係は統一容器の場合と同様であるとし、容器の所有権は製造業者から中間商人を経由し最終消費者へ移転するとしている。これに対し、後者は、個別的グループ容器に特定の飲料製造業者を示すラベルが貼付されている場合には、特定の飲料製造業者の所有物として確定しうる継続的な所有権表示と評価でき、物権的法律関係は個別容器と同様であるとし、個別的グループ容器の所有権は、なお製造業者グループに属する個々の飲料製造業者に帰属するとする。

これに対し、Kollhossler-Bork は、個別的グループ容器が市場に流通した段階で、他に流通する個別的グループ容器との混合が生じ（民法947条1項、948条1項）、製造業者グループに属する個々の飲料製造業者の単独の所有権は消滅するが、市場に流通する全ての個別的グループ容器は製造業者グループに属する飲料製造業者の共有物（947条1項）になるとする<sup>\*23</sup>。また、Schäfer-Schäfer は、統一容器と異なり、製造業者グループに属する飲料製造業者の特定は可能であり共有関係が生じるが、個別的グループ容器の使用条項には「全ての参加者による分割手続きに関する合意」が含まれ、回収時において「混合物の共有権者には、各自に割り当てられた部分量の合意に基づき、当該部分量を自己のために分離し単独所有権に変更する権限が付与されている」とし<sup>\*24</sup>、

\*23 敷衍すると、民法947条1項により、市場に流通する全ての個別的グループ容器はグループに属する飲料製造業者の共有物となり、個々の飲料製造業者は共有物全部について所有権の主張が可能になる（この場合、共有権者の共有持分権は内部関係の問題に過ぎない）。個別的グループ容器の使用条項は、このことを前提として、共有物に関する所有権主張を組合に委譲し、個別的グループ容器の対外的な所有権主張を連帯ないし組合が行うことを可能とする。このような方法で所有権に関する権利主張が可能であるとすれば、個別的グループ容器が特定の製造業者グループの外形的特徴を有している限り、個別の製造業者を区別する個別容器と異なって判断する理由および容器の所有権を留保する飲料製造業者の明確な意思表示を無視する理由が存在しない（Vgl. Kollhossler-Bork, a. a. O (Fn5), S. 913.）、とする。

\*24 Schäfer-Schäfer, a. a. O (Fn5), S. 660. ただし、Martinek, a. a. O (Fn9), S. 272. は、グループ内の個別的グループ容器の単なる使用条項に、このような合意を見いだすことは不可能であるとしている。

容器回収時における個々の飲料製造業者の単独所有権を認めている<sup>\*25</sup>。

一方、Martinek は、飲料製造業者が所有権を留保しうる容器の外形的特徴は、刻印ないし容器素材の特別の形状等による「変更不可能な特徴付け」が必要であり、単に個々の製造業者名を示すラベルが貼付されているだけでは不十分であること、特定の製造業者グループが使用する容器の外形的特徴がある以上、飲料製造業者を示すラベルを個々の飲料製造業者の所有権を示す表示とは認められないこと、製造業者グループに属する個々の飲料製造業者は製造業者グループが使用する容器の回収のみについて利益を有し、個々の飲料製造業者の単独所有権を認める利益はないことなどを理由に、当該類型の独自性を認めず、統一容器と同様の取り扱いをすべきであるとしている<sup>\*26</sup>。

## 2. 債権的法律関係

### 2-1 個別容器

個別容器の所有権は飲料製造業者に帰属するため、債務法上の典型契約類型としては使用委託型契約である賃貸借契約および使用貸借契約が考えられる。しかし、返還が予定された担保金を容器の使用の対価と評価することはできないとして<sup>\*27</sup>、一般に、各販売段階において使用貸借類似の使用委託契約 (leiheähnlichen Gebrauchsüberlassungsvertrag) が成立すると構成するものが多い<sup>\*28</sup>。

使用貸借類似の使用委託契約説<sup>\*29</sup>は、典型的な使用貸借契約では、使用借人は使用貸人に対して使用貸借の目的物と同一物の返還義務を負う（民法604条1項）が、最終消費者は小売業者から取得した個別容器を任意の小売業者に返還することが可能であり、特定の小売業者から取得した担保容器を特定の小売業者毎に分離・保存し、特定の小売業者に返還する必要がないという実務上

---

\*25 なお、Schäfer-Schäfer, a. a. O (Fn5), S. 660は、中間商人は最終消費者から回収した個別のグループ容器の返還に際し、本来的な所有権関係（共有関係）を考慮せず、グループに属する任意の製造業者に対し、同種・同等・同量の空容器を返還すれば足りるとしている。

\*26 Martinek, a. a. O (Fn9), S. 271ff.

\*27 Martinek, a. a. O (Fn9), S. 269; Kollhossner-Bork, a. a. O, (Fn5), S. 910.

\*28 なお、RGZ159, 65. は、鉄分を含む特殊なコーティングにより他の容器と区別できる個別容器に関し、使用貸借契約の成立を認めている。

\*29 Schäfer-Schäfer, a. a. O (Fn5), S. 658f. ; Kollhossner-Bork, (Fn5), S. 911f.



の取り扱いを指摘する。ここから、最終消費者は担保容器について無償による使用が委託されながら、目的物の返還義務は、個別容器と同種・同等・同量の容器を返還する義務のみを負担しており、この点に典型的な使用貸借契約とは異なる独自性があるとしている。また、学説では、典型的な使用貸借においては、使用貸借の無償性により貸主の過失責任が故意または重過失に軽減されるが (民法599条)、容器担保においては、貸主に使用貸借による飲料販売という利益が生じるため、貸主は民法276条1項の一般的な過失責任を負うこと、最終消費者は民法604条1項および (旧) 275条1項 (債務者無責の給付不能による債務者の免責) 以下にもかかわらず、容器返還の不履行に際しては損害賠償義務を負担し、しかし、その損害賠償義務は合意された担保金額の額に制限されることを指摘するものがある<sup>\*30</sup>。

このような使用貸借類似の使用委託契約は、飲料製造業者と中間商人との間にも観念されている。すなわち、飲料製造業者によって流通せられた個別容器は、不特定な中間商人を経由して不特定な最終消費者に引き渡され、同時に、不特定な最終消費者から不特定な中間商人を経由して飲料製造業者の元に帰還する。このような場合、飲料製造業者が流通させた特定の個別容器の回収は無意味であり、単に流通させた個別容器の数量と回収した個別容器の数量が一致することのみが目的となっている。したがって、飲料製造業者は、販売対象となった特定の個別容器の回収について利益を有していない以上、小売業者は個別容器に関する無償の使用が委託されながら、個別容器と同種・同等・同量の個別容器を返還する義務のみを負うと構成すれば足りるとされている<sup>\*31</sup>。

## 2-2 統一容器

統一容器の所有権を飲料製造業者は留保できず、最終消費者に所有権が移転することを承認するため、各販売段階において個別容器のような使用委託型の契約類型を観念することはできない。判例および通説は、全ての販売段階において、消費貸借契約<sup>\*32</sup>または消費貸借契約類似の契約 (darlehensähnlichen

---

\*30 Kollhosser-Bork, (Fn5), S. 910.

\*31 Kollhosser-Bork, (Fn5), S. 911f.

\*32 BGH, NJW1956, S. 298. ; OLG Celle, BB1967, S. 1215. ; Schäfer-Schäfer, a. a. 0 (Fn5), S. 659.

Vertrag) を観念している。このうち、消費貸借契約類似の契約説<sup>\*33</sup>は、統一容器の所有権は各販売段階で買主に移転していることを前提に、販売の各段階において、飲料容器の購入者は、同種・同量・同等の統一容器を返還する義務を負担するとする。しかし、債務者は返還義務の不履行に際し、担保金額を放棄することによって損害賠償義務を回避できるため、消費貸借における借主の種類物の調達義務を観念し得ず、この点に消費貸借類似の契約としての独自性があるとしている。

### 2-3 製造業者グループの個別性が示された飲料容器

製造業者グループの個別性が示された飲料容器に関しては、上述(1-3)のとおり、最終消費者への所有権移転を認める見解と飲料製造業者の所有権帰属を認める見解とに分かれている。

前者は、各販売段階において個別的グループ容器と同種、同等、同量の容器の返還を負担する消費貸借契約の成立を観念しており<sup>\*34</sup>、後者は、個別容器の場合と同様、各販売段階において使用貸借類似の使用委託契約を観念している<sup>\*35</sup>。

## 3. 容器担保の法的性質

### 3-1 非典型担保契約説

容器担保の法的性質に関しては、損害賠償の事前払いの合意、事前弁済された違約罰合意などと構成する可能性が示唆されているが<sup>\*36</sup>、通説は、各販売段階において容器の内容物とは分離された容器自体の物権的または債権的な返還請求権を観念したうえ、容器担保として交付される金銭は、これらの返還請求権を担保するための金銭であると構成している。この見解の主唱者である Kollhosser-Bork は、容器担保の担保的性質を次のように述べる<sup>\*37</sup>。

容器担保は、買受人による容器の返還の不履行に備えた損害賠償債務の事前

---

\*33 Kollhosser-Bork, (Fn5), S. 916.

\*34 OLG Köln, ZIP 1980 S. 1098.; LG Darmstadt, ZIP 1980 S. 113.; Martinek, a. a. O (Fn9), S. 272.

\*35 Kollhosser-Bork, (Fn5), S. 914.; Schäfer-Schäfer, a. a. O (Fn5), S. 657f.

\*36 Vgl. Martinek, a. a. O (Fn12), S. 520.

\*37 Kollhosser-Bork, a. a. O (Fn5), S. 910f.

弁済としての機能を有するが、買受人による容器の不返還という要件が成就するかどうかは不確定であるから、「担保金額」を仮定的な損害賠償債務の事前弁済とみるべきではなく、容器の返還請求権を保全することを目的とした担保手段の一種と捉えるべきである。民法典の典型的な担保物権は担保権者が担保目的物に対する制限的な物権を取得するが、容器担保による金銭が現金で交付された場合、担保受領者は金銭に関する完全な権利を取得する点に典型担保物権とは異なる独自性がある。すなわち、容器担保においては、担保目的物たる金銭所有権が担保受領者（飲料売主）に帰属し、担保受領者は、担保目的物を必要に応じて使用するとともに、担保として受領したものと同様の種類物の返還義務を負う。このような担保受領者の返還義務は、担保提供者による容器の返還時に弁済期が到来し、一方で、容器の返還がされない場合には、担保金額は担保提供者に対して取得する損害賠償請求権に充当される<sup>\*38</sup>。したがって、典型担保と異なり、担保目的が終了（空容器の返還）することにより、担保目的物が当然に返還されるのではなく、単にそれに相当する金額が返還されるに過ぎない。ここから Kollhouser-Bork は、このような担保合意は担保提供者による金銭の返還請求権が容器の返還に条件付けられる無利息の消費貸借に他ならず、敷金と同様、非典型担保としての担保消費貸借（Sicherungsdarlehen）と構成できる、としている<sup>\*39</sup>。

### 3-2 売買代金説

非典型担保契約説は、容器の内容物と容器の法律関係を分離し、容器に関す

---

\*38 なお、小売業者と最終消費者間では、使用貸借類似の使用委託契約から生じる同種同等同量の返還請求権を担保することになるが、最終消費者に責任がない事情で返還が不能になった場合、最終消費者は民法（旧）275条1項に基づき返還義務を免れ、担保権は被担保債権の消滅により消滅する。その結果、最終消費者は、小売業者に容器を返還することなく担保金額の返還を請求できることになる（Martinek, a. a. 0(Fn12), S. 515.）。しかし、小売業者は、最終消費者の責めによらない容器の消滅に際しても、容器担保の効力を保持することを意図しているとすれば、容器の偶発的な消滅の場合にも最終消費者の責任を拡張する必要がある。使用貸借類似の使用委託契約説では、最終消費者は民法604条1項、（旧）275条1項にもかかわらず、容器の返還の不履行に際して損害賠償義務を負担すると構成することで、このような場合に被担保債権の消滅を回避することが可能となる。

\*39 容器担保を「担保消費貸借」と構成する見解として、OLGCe11, BB1967, S. 778. ; Schäfer-Schäfer, a. a. 0(Fn5), S. 657. ; Münchener Kommentar zum BGB 4AufL. 2004, S. 2150. [Damrau] などがある。

る返還請求権を観念したうえ、容器担保を右返還請求権を保全するための担保手段として構成する。これに対し、容器の内容物と容器を目的とする1個の売買契約を観念し、容器担保として交付される金銭は容器部分に相当する売買代金の一部に過ぎないと構成する立場も有力である。

この見解の主唱者である Martinek は、容器担保を担保権的に構成できない理由として、主として容器担保に対する民法1229条の適用を指摘し、次のように述べる。

民法1229条は、質権者に売却権が発生する前に、担保目的物の所有権が質権者に帰属するか、または移転する旨の合意を排除している。民法1229条の趣旨は、担保提供者の強制的な担保目的物の徴収が担保権実行手続きを経ずに行われることを阻止する点にある。敷金契約および敷金契約との類似性が指摘される容器担保は、共に金銭を担保目的物とし、担保目的物の所有権が担保受領者に移転する形式をとる以上、将来的な担保目的物の喪失の危険はその限りにおいて生じない。しかし、民法1229条は、さらに被担保債権の回収が実現されない場合に、担保目的物の全部の喪失を実現する合意から債務者を保護することを目的としている。敷金契約が担保権的に構成され得るのは、被担保債権ないし損害賠償請求権がそれを保全する担保金額により差し引きされ、かつ、終局的な余剰金額の返還請求が担保提供者に確保されているからであり、その点に民法1229条の適用を回避しうる根拠を見いださう。これに対し、容器担保においては、最終消費者の債務不履行（容器の不返還）に際し、提供した担保金額の返還請求権を認めない。それゆえ、容器担保は、敷金契約とは異なり、担保契約から生じる債務者の債務法上の返還請求権をも奪う構成になっている。したがって、容器担保は民法1229条の適用を回避できず、これを法的な意味における担保として構成することは許されない。

そのうえで、Martinek は、飲料製造業者が容器の所有権を留保し得ない統一容器に関しては、中間商人と最終消費者間において、中間商人が最終消費者に引き渡した容器またはこれと同量の種類物を担保金額で再度買い受ける旨の特約を伴った容器および内容物の売買契約が成立しているとする<sup>\*40</sup>。その結果、担保金額はその売買代金の一部に過ぎず、容器の返還義務の成立を否定したうえ、最終消費者には取得した容器の売却権のみが帰属すると構成する<sup>\*41</sup>。

#### 4. 判例および学説の整理

以上のように、判例および通説は、容器の内容物と容器自体の法律関係を分離したうえ、担保容器に関しては、容器の内容物とは区別される独自の法律関係を承認している。まず、物権的法律関係に関しては、特定の製造業者を区別できる外形的表示を備えた個別容器とそのような外形的表示が存在せず、特定の製造業者の所有物として区別することが不可能な統一容器に類型化している。そして、これらの容器が流通した場合、前者の類型では、飲料製造業者になお容器所有権が留まっていること、後者の類型では、最終消費者へ所有権移転が生じることを承認している。ただし、特定の製造業者グループを区別する個別的グループ容器に関しては、個別容器または統一容器と同様に扱うか、あるいはこれを独自類型とするかについて争いがみられる。また、債権的法律関係に関しては、前者では、各販売段階において所有権移転が生じないことを前提に、通常、返還されるべき容器は引渡を受けたのと同種・同等・同量の容器の返還で足りることを踏まえ、使用貸借類似の使用委託契約と構成されている。後者では、容器の所有権移転が生じることを前提に、消費貸借契約または消費貸借類似の契約が観念されている。そして、容器担保の法的性質に関しては、担保容器の物権的または債権的返還請求権を担保する担保消費貸借として、これを非典型担保契約の一種と構成する見解と、飲料製造業者が容器の所有権を留保し得ない統一容器に関しては、容器担保は担保契約としての実質を有しておらず、購入者の再売却権を伴った売買契約を観念すれば足り、容器担保として交

---

\*40 このような売買代金構成は最終消費者および小売業者の利益状況にも合致している。すなわち、①最終消費者は飲料の購入に際して、単に容器の一次的な占有者ではなく、容器を自由にかつ排他的に利用するということを確信していること、②使用貸借容器や担保容器の表記は単に容器を返還した際に、担保金額を再び取り戻せるという意味（再度の販売可能性）程度にしか考えていないこと、③小売商人も帳簿上の容器の数字上の変動と取得した金額の一致にしか興味を有しておらず、空容器を滅失させた最終消費者を何らかの形式で訴追することなど通常は考えていないこと、などを指摘している。また、最終消費者の返還義務を否定することで、容器の再利用に関する環境保護政策的な目的が害される可能性があるが、通常、空容器は最終消費者にとって価値はなく、返還所への返還はこの空容器を活用する唯一の方法であり、売買契約構成によっても環境保護的目的を十分に実現できる、としている（Vgl. Martinek, a. a. 0 (Fn12), S. 521.）。

\*41 Münchener Kommentar, a. a. 0 (Fn39), S. 2150. も Martinek の見解に従い、統一容器に関しては、担保金額での買戻特約を伴った飲料内容及び容器の売買契約を観念し、担保金額をその代金の一部と構成している。ただし、個別容器に関しては、Kollhossner-Bork を引用し、これを担保消費貸借としている。

付された金銭は単に売買代金の一部に過ぎないとする見解が対立している。

なお、飲料製造業者は取引関係継続中に生じる空容器の不返還の場合に備え、飲料販売の取引約款中に、契約終了時に不足する容器について契約終了時点の新たな容器を調達するのに必要な価格で賠償を求める条項を組み込む場合がある。このような特約は、不足した飲料容器の時価額ではなく、一律に新たに容器を調達するのに必要は価格での賠償を求めるものであることから、概算的な損害賠償請求の合意として、(旧)約款規制法9条1項及び2項1号に違反し、無効とする見解がみられる<sup>\*42</sup>。

### Ⅲ. 連邦通常裁判所2007年判決

上記のような議論状況の中、2007年7月9日に連邦通常裁判所は、容器担保の私法上の法律関係に関する2つの重要な判断を示した。

#### 1. 連邦通常裁判所2007年7月9日判決<sup>\*43</sup> (①判決)

##### [事実の概要]

原告は、飲料の売買に際して担保金額が支払われる空の飲料容器を収集し、これをそれぞれの飲料メーカー毎に分類して、飲料製造業者あるいは販売業者に対し、消費者から支払われた金額の支払いを要求したうえ、これを返還することを業としていた。被告は、フランスのミネラルウォーターメーカーであり、Volvic および Evian をドイツで販売していた。これらの製品には、ペットボトルのワンウェイ担保容器が用いられていた。また、これらの容器には飲料水の名称の他、「0.25€ Pfand」および被告がドイツにおける販売者である旨のラベル表示がなされていた。

各容器について、被告は、飲料の卸売販売および飲料の小売販売あるいはスーパーマーケットにおいて、購買者から等しく担保金額0.25€を徴収し、空容器の回収に際して、当該額を支払うこと、および回収された空容器は飲料容器と

---

\*42 裁判例として、OLG Köln, NJW-RR1988, S. 373.; OLG Karlsruhe, NJW-RR 1988, S. 370. がある。またこれを支持するものとして、Schäfer-Schäfer, a. a. O (Fn5), 660ff.; Martin ek, a. a. O (Fn9), S. 272ff. などがある。

\*43 NJW2007, S. 2912.

してではなく他の方法で利用することを予定していた。

原告は、2003年の初頭から被告によって販売された「Volvic」のラベルが付いた60,000個の空容器と「Evian」のマークが付いた60,000個の空容器を占有していると主張し、同時に、原告は、被告に対し、最終消費者から返還された120,000個の空容器全部について、空容器と引換えに30,000€の担保金額の支払いを求めた。

#### [各審級の判断]

LG Wiesbaden 2004年11月15日判決<sup>\*44</sup>は、原告が被告に対して空容器の返還と引換えに、各容器毎に0.25€の担保額の支払請求権を取得することを認めたため、被告が控訴した。OLG Frankfurt a.M 2005年7月8日判決<sup>\*45</sup>は、①担保金額支払請求権は、被告の他、当該容器の流通に関わった販売者および担保金額の受領者に対して行使することができること、②担保金額支払義務はラベルを媒介して生じる契約上の義務であり、かつこれらの者は担保金額の支払義務について連帯債務関係にあること、③連帯債務者間の内部関係において、小売業者が最終消費者から容器を受け取った場合、小売業者は、民法426条2項により、販売者に対する最終消費者の請求権を取得すること、④この支払義務は、敷金と同様、容器担保により保全されている返還請求権が履行された場合に返還される金銭の履行と構成できること、⑤最終消費者から空容器の占有を取得した者は、担保金額返還請求権の黙示の譲渡により債権保有者としての地位が正当化されること等を判示し、原告による被告に対する担保金額支払請求権を認容した。

#### [判旨]

控訴審は、被告は単に直接的な契約当事者に対してだけではなく、流通系列の外にいる原告に対しても担保金額を返還する義務を負い、かつ被告が流通させた担保容器を回収する義務を負うかどうかを検討している。

ラベルに含まれる意思表示により、如何なる場合においても、被告はそこで表示した製造業者としての責任を負うという控訴審の判断は正当である。しかし

---

\*44 NJW 2005, S. 3148.

\*45 NJW 2005, S. 3148.

ながら、ラベル表記から、被告が流通させた容器を最終消費者から回収し、かつその者に担保金額を支払うという義務を認める控訴審の判断は是認できない。

当裁判所は、容器のラベルによって示されている意思表示の内容は、客観的な基準に基づいて確定することができると思う。なぜなら、被告は、多数の容器をこの種のラベルを貼付して不特定多数の者が関与する市場に流通させているからである。

容器のラベルに刻印された「担保」という概念は、この容器は支払われた金額の返済と引換えに受領するという拘束力を伴った承諾である。この意思表示は、被告によって行われている。なぜなら、被告は、ミネラルウォーターの販売のために用いた容器に、このラベルを貼付して流通させているからである。この意思表示は、単に被告の契約当事者にのみ向けられるのではないし、かつその買受人にのみ限定されるものではない。ラベルに含まれる意思表示の解釈に基づき、被告とその容器を占有しかつ容器を返還する者との契約を生じさせる。

特定の金額の指示を伴った合意における「担保」という文言から、ラベルを貼付し、かつ製品名を刻印することによって自己のミネラルウォーターを他の製造業者と区別して市場に流通させた表意者は、この容器を回収して任意の第三者に対してこの容器の返還のために提供された金額を支払う準備があるという観念を成立させる。加えて、このようなラベルの内容を基礎として成立する法律関係は、容器に記された「担保」あるいは「担保容器」という表記によって確認される。

不特定多数の者に対して意味を持ちうる意思表示の解釈に際しては、その意思表示の内容が決定的になる。

したがって、上記の意思表示の内容がラベルに表示されていない以上、意思表示の表意者が不明で、かつ認識され得ないという、被告の主張は考慮されない。また、容器を担保金額の返済と引換えに回収するという被告の（あらゆる者に対して向けられた）申し出を承認することは、ラベルには単に被告の所在地のみが読み取れることと矛盾するものではない。ラベルに刻印された「担保」という文言の誤解のない意味は、ラベルに表示されている意思表示の他の解釈をもたらす余地はなく、このようなラベルの解釈によっても、被告は不当な不



利益を負うものではない。

## 2. 連邦通常裁判所2007年7月9日判決<sup>\*46</sup> (②判決)

### [事実の概要]

原告及び被告は、ドイツ市場において、1.5ℓのプラスチック製容器に入ったミネラルウォーターを販売していた。原告は、15回まで使用が可能なりサイクル容器にミネラルウォーターを注入し、その入手費用を0.173€と見積もり、担保金額を0.15€と設定していた。原告の容器には、「GG-pool」の刻印が付されていた。当該ミネラルウォーターの販売に関する普通取引約款には、原告は容器に関する所有権を留保する旨の条項およびミネラルウォーターの買受人は空容器を遅滞なく返還すべき義務を定める条項があった。一方で、被告は、自ら使用する容器に飲料を満たし、0.25€の担保金額を徴収していた。原告は、空容器の回収に際して、自己の空容器と他の販売者の容器、とりわけ被告の空容器を共に回収していたが、原告は、空容器に再度飲料を注入する際に、他の製造業者の容器を選別していた。一方で、被告は、原告の容器を含め担保金額を支払って買戻した容器を全て粉碎し、新たな原料に用いていた。原告は、被告が毀損した原告の容器を各0.0865€と見積もり、被告に対し合計728,552個のリサイクル容器の毀損に対する損害賠償を請求した。さらに、被告が現に占有している原告の容器の引き渡しと将来の毀損の差し止めを求めた。

### [各審級の判断]

LG Wiesbaden 2004年12月9日判決は、被告が占有している原告によって販売された容器の個数を確定することができず、請求金額の確定が不可能であるとし、原告の訴えを棄却した。これに対し、OLG Frankfurt a.M 2005年7月8日判決<sup>\*47</sup>は、担保容器の所有権は製造業者に帰属し、容器を毀損した占有者は、所有者に対して民法989条の責任を負うことを前提としたうえ、①担保提供者は、提供した担保の返還を受けることで容器の返還請求権を保全しており、製造業者は、空容器の引取義務を担保の内容として合意していること、②通常

---

\*46 NJW2007, S. 2913.

\*47 NJW2005, S. 3148.

の取引観念および市民観念に基づけば、容器の占有者は、容器の返還を実現しない場合には、担保金額を喪失することおよび担保金額を超える額の損害賠償を求められないことを認識していること、③したがって、容器の占有者は、製造業者による所有権に基づく返還請求権を甘受するか、あるいは、それに代えて、損害賠償義務を担保金額の放棄によって給付するかを選択できること、④この選択権 (Wahlrecht) は、容器の占有によって正当化されること等を判示し、原告の請求を何れも棄却した。

#### [判旨]

控訴審判決は、全ての点で維持できない。控訴審は、小売業者への飲料の販売によっても、かつ最終消費者までの更なる販売によっても、なお原告は自らが市場に流通させた容器の所有権を喪失していないとする。飲料の販売に際して、繰り返し用いられる担保容器に関する所有権移転の問題は、判例および学説の通説的理解に基づき、使用されている容器が永続的な特徴付けに基づき特定の製造者あるいは販売者の所有物としての表示が存在するかどうか、あるいは製造者グループに割り当てられることができるかどうか、さらには個別性を示す表示が存在せず、不特定多数の製造者によって利用されている、いわゆる統一容器かどうかにか依存する。飲料が統一容器を利用して販売された場合、所有権移転はその内容物だけでなく、容器自体についても生じることになる。このことは、製造業者（販売者）が普通取引約款において容器の所有権取得を明確に排除していたとしても、全ての販売過程において妥当する。このような特約は、不可能かつ容認できない関係に向けられたものであり、無効である。なぜなら、多様な製造業者の容器が混合することで、必然的に個々の製造業者の所有権喪失の効果が生じるからである（民法948条、民法947条）。他の製造業者と共有状態にある同種の容器の返還は、所有権法上の障害をもたらす。

他方で、利用されたリサイクル容器に明確かつ永続的な特定の製造業者の所有物として認識し得る表示が存在し、他の製造業者（販売者）の容器と区別できる場合は別である。このような個別容器が販売された場合、容器の所有権は、製造業者（販売者）に留保され、かつ、その後の取引過程においても、容器の内容物の取得者に所有権は移転しない。

原告が使用した容器が個別容器であれば、顧客は、その容器の内容物を購入

したとしても、容器に関する所有権を取得できない。原告の容器に刻印された「GG-pool」という表示により、当該容器は客観的に他の全てのドイツ市場で販売されている容器と区別され、特定の製造業者に由来することが認識される。この場合、容器に刻印された表示により、あらゆる第三者から原告が割り当てられることまで要求されない。ケルン高等裁判所（ZIP 1980, 1096.）は、「F」という容器の底の刻印で十分であるとしている。

原告との契約関係に関し、卸売業者に容器の所有権取得を認めることは、飲料に関する普通取引約款に矛盾する。この約款からは、原告は自ら市場に流通させた容器の所有権を留保し、かつ契約当事者に所有権移転が生じないということが明らかである。卸売業者から小売業者への販売過程および小売業者から最終消費者への販売過程においても、容器の所有権取得は明確に合意されておらず、また事情や利益状況からも所有権取得は導かれない。容器の個別性を示す表示から、当該容器は回収を前提とした一時的な利用に供されているに過ぎず、所有権を移転することを目的としていないという製造業者の意思が明確となっている。それゆえ、卸売業者およびその後の購入者は、使用貸借類似の使用委託を受け入れ、所有権の移転なしに、債務法上、原告に対して、容器に相当する数量を返還する義務を負うことになる。

また、被告が原告の容器を回収したとしても、自ら市場に流通させた容器に対する原告の所有権は消滅しないが、被告が卸売業者からの当該容器の引渡しに際し、善意無過失の場合には、善意取得により当該容器の所有権を取得する余地がある。しかし、被告は、原告の使用する容器の個別性を示す表示により、通常の注意をすれば、卸売業者がその空容器を選別して引き渡していないこと、原告のリサイクル容器に関する所有権の移転について権限がないことは認識可能であるから、被告の善意無過失を認定できず、善意取得は認められない。

しかしながら、被告の占有に関する権利を認め、かつ原告の容器を処分し、さらに担保金額の支払いを放棄する権限を認めた控訴審の判断には誤りがある。

被告は、原告との関係で、空容器に関する占有権を有していない。このような占有権は、原告との契約関係にない被告は、原告から獲得したものではないし、また、それを彼が原告の空容器を納入した卸売業者から獲得したものでない。なぜなら、卸売業者は、自ら原告の空容器について、被告へと承継させ

ることができる占有に関する権限を有していないからである。

被告とは別に、原告と契約関係がある者についても、空容器に対する瑕疵ある占有権およびおよび被告への瑕疵ある占有に関する承継権限は、直接、空容器を遅滞なく原告に返還する義務が生じるとする普通取引約款8条から導かれる。前段階の占有者から卸売業者まで占有が委ねられている原告の販売グループに属している全ての者は、原告との関係において空容器に関する占有権限を有していない。なぜなら、原告との契約上の合意に基づき、遅滞なく空容器の返還義務を負っている卸売業者はかかる占有権を取得することができないからである。中間者が所有権者との関係で、占有に関する権限を正当化されない場合、所有権者は、民法986条1項2文にもとづき、自己に対する返還を請求することができる。

さらに、控訴審の見解とは異なり、被告に容器を原告に引き渡すかあるいは担保金額を放棄するかを決定させることはできない。このような選択権を認めることは、容器担保を用いて実現しようとする目的と矛盾する。容器担保は、飲料販売に際し、製造業者の所有権を留保し、かつ、使用貸借類似の契約を基礎として単に一時的な使用を委託する個別なりサイクル容器について、所有権者に対する容器の返還を確保することを目的に行われている。ただし、最終消費者は、容器を空にした後、原告のリサイクル容器を販売システムに還流させない場合、容器の返還を請求されることはない。このことは、「大衆社会の飲料販売の特性」に基づくものであり、ただこのことは終局的な解決の正当性を示すものではなく、最終消費者に対しては、原告から、「補充権限(Ersetzungsbefugnis)」が付与されているのである。直接的な契約相手方に対し、明確に遅滞なく容器の返還義務を負担させる原告の取引約款からは、これと反対の結果を生じさせる。このような規定は、被告に対し、担保金額の没収と引換えに所有権を取得し、所有権者として当該容器を処分する余地を生じさせない。原告は、なお所有者として、自己の所有物として表示した容器の粉碎を阻止することができる。

## IV. 連邦通常裁判所2007年判決の整理と学説による批判

### 1. 連邦通常裁判所2007年判決の整理

#### 1-1 ①判決について

①判決では、飲料製造業者が容器と引換えに担保金額を支払う義務の相手方は、容器を販売した直接的な契約当事者に限定されるのか否かが争われている。

控訴審判決と①判決は共にこれを否定的に解し、最終消費者から容器の占有を取得した第三者からの担保金返還請求権を肯定したが、その理論構成は異なっている。控訴審判決は、ラベルの記載を媒介とした飲料製造業者ないし小売業者の契約上の担保金額支払義務を観念し、飲料製造業者ないし小売業者は連帯して、最終消費者に対し容器の返還と引換えに担保金の返還義務を負うとする。そして、最終消費者を経由して容器の占有が第三者に移転した場合、担保金返還請求権に関する黙示の債権譲渡を承認し、飲料製造業者ないし小売業者に対する第三者の担保金返還請求権を導くという構成を採った。これに対し、①判決は、ラベルに含まれる「担保」ないし「担保容器」という文言は、容器の返還と引換えに担保金額を返還する旨の契約申込みの意思表示であり、このラベル表記を伴った容器を流通させている以上、その意思表示の相手方は飲料製造業者の契約当事者ないしその買受人に限定されず、容器を占有する任意の第三者に対して向けられていると判示している。したがって、飲料製造業者は、任意の第三者から容器の返還と引換えに担保金の返還を求められた場合、これに応じる契約上の義務を負うことになる。その結果、飲料製造業者は、自己の販売網を通じて、撤回不可能でかつ無期限の契約締結の申し込みを包括的に行っていると評価され、控訴審のような黙示の債権譲渡という構成によらずとも、容器占有者に対する飲料製造業者の担保金の返還義務を基礎付けることが可能になる。

#### 1-2 ②判決について

②判決では、担保金を受領した飲料製造業者は、担保金額を支払った容器の所持人に対し、なお容器の所有権を主張できるかどうか争われている。

控訴審判決は、担保金額の支払と引換えに容器を取得したすべての占有者は、所有権者に対して容器を返還するか、あるいは支払済みの担保金の充当による損害賠償義務の給付を選択する「選択権」が帰属するとしたのに対し、②判決は、この判断を正面から否定している。

②判決は、まず担保容器の物権的法律関係について、従前の判例および通説に従い、使用されている容器が永続的な特徴付けに基づき製造業者ないし製造業者グループを特定できる容器と右の個別性を示す特徴を備えない、いわゆる統一容器かによって区別されるとした。統一容器の所有権は各販売段階において所有権移転が生じるが、原告が使用した「GG-pool」という刻印が付された容器は前者の製造業者を区別する永続的な特徴を有する個別容器と認定し、原告に所有権が留保されているとした<sup>\*48</sup>。その際、飲料製造業者である原告と直接契約関係にない被告は、飲料製造業者から直接占有権限を取得しえず、かつ原告から被告に承継させるべき占有権限を取得していない小売業者からも取得しえない以上、所有権者である原告との関係において、占有に関する権利を保持し得ないとしている。また、当該ラベルの記載により、小売業者に所有権移転について権限のないことが認識可能であり、善意取得も生じないとする。一方で、債権的法律関係についても、売買代金説を明確に否定したうえ、従来の判例・通説に依拠し、容器と同種・同等・同量の返還義務を生じさせる使用貸借類似の使用委託契約であると判示した。また、控訴審が指摘した「選択権」に関しては、「大衆社会の飲料販売の特性」に基づき、飲料製造業者から最終消費者に対し特別に付与されたものに過ぎず、容器の回収に向けられた容器担保の目的に照らし、被告には、「選択権」による担保金額の放棄は認められないとしている。これらを踏まえ、最高裁は、既に粉碎された容器の損害賠償については、担保金額で充当されるとしたが、被告の元に残存する原告所有の容器についてはなお所有権に基づく請求権を行使できると判示した。

## 2. 連邦通常裁判所2007年判決に対する学説の批判

連邦通常裁判所は、物権的法律関係に関する類型論およびそれに依拠した債権的法律関係について、従前の通説および判例に従いながら、さらに、飲料製造業者は、容器ラベルを媒介とした包括的な契約の申し込み（容器と引換えに担保金額を支払う旨の意思表示）から、容器の占有者に対して担保金額の返還

---

\*48 なお、従来、判例および学説で争いがみられた個別的グループ容器に関する物権的法律関係については、判断を留保している。

義務を負うこと（①判決）、および容器の占有者は、原則として、担保金額を放棄して製造業者からの容器の返還請求を拒絶できないこと（②判決）を明らかにした。ただし、②判決は、容器担保の合意を「容器の返還と引換えに担保金額を支払う旨の契約」とするだけで、その法的性質については言及していない。

このような連邦通常裁判所判決が出現した後、特に担保容器の形状から物権的法律関係を類型化することに否定的な立場から、①及び②判決に対し、いくつかの疑問が提起されている<sup>\*49</sup>。

## 2-1 Florian Faustによる評釈<sup>\*50</sup>

Faust は、①判決の結論は支持するが<sup>\*51</sup>、個別容器の所有権留保を認めた②判決に対しては次のような批判的な評価を行っている。

原告から直接飲料を購入した小売業者は、飲料販売に関する普通取引約款を理由に担保容器の所有権を取得し得ないが、少なくとも最終消費者は、容器の形状とは無関係に所有権を所得させるべきである。製造業者および小売業者も、受領した担保金額によって容器の反対価値を確保しており、所有権を残存することについて利益を有していない（使用済み飲料容器の価値は僅かであり、担保金額で十分である）。一方で、最終消費者は、容器の所有者として、何らの注意義務なしに、それを支配下に置き、かつそれを自由に使用することに関し、強い確信と利害を有している。契約当事者の意思表示は、意思表示の客観的な意味内容に基づいて解釈される以上、上記の客観的に認識される意図と利益状況から、所有権移転の合意の存在を認めるべきである。小売業者の欠如する所有権は、最終消費者の善意取得によって補充される<sup>\*52</sup>。

---

\*49 なお、②判決を支持するものとして、Wilhelm, Rechtsnatur und Rechtsfolgen des Flaschenpfands, LMK2007, S. 64.

\*50 Faust, Eigentum und Recht zum Besitz an Pfandflaschen, JuS2007, S. 1060.

\*51 Faust, Anspruch auf Auszahlung von Flaschenpfand, JuS2007, S. 1059.

\*52 なお、Faust は、容器のラベルが善意取得を排除とした連邦通常裁判所の判断は不当であるとする。すなわち、担保容器のラベルには、所有権に関する認識可能性は存在していない。これが認められるためには、『この瓶は、～の所有物である』と明示することが必要であり、製造業者を伴ったラベル（たとえば、「GG-pool」）では、所有権関係に関する陳述としての意味を持たない（「アウディ」のエンブレムが、アウディ社に所有権があることを明確に意味しないのと同様である）。また、「担保容器」あるいは「消費貸借容器」の刻印は、単に容器を担保金額の支払と引き替えに返却できることを示すだけで、その所有者であることを示していない、としている（Faust, a, a, 0(Fn50), S. 1661f.）。

## 2-2 Jörg-Andreas Weber による評釈<sup>\*53</sup>

Weber は、容器形状によって容器に関する物権的法律関係を区別し、個別容器の所有権移転を否定する②判決に対し、以下のような批判的評価を行っている。

製造者と小売業者との関係では、製造業者が契約当事者（卸売業者）と締結する普通取引約款において、予め所有権を留保することも当然に有効であるから、製造業者は、容器の所有権を保持したうえ、卸売業者に対して（さらに小売業者に対しても）、容器および内容物に関する処分権限を付与している。このことは、容器が統一容器か個別容器かで区別されない。一方で、小売業者と最終消費者の関係においては、容器の所有権移転を承認すべきである。この場合、小売業者が最終消費者に飲料容器を販売する時点において、容器の所有権は製造業者に帰属するから、最終所有者による容器の所有権取得は、民法932条の善意取得による方法が考えられる。通常最終消費者は、容器が個別容器か統一容器かの区別など考慮せず、また小売業者が製造業者に負担する返還義務など認識せず、製造業者の所有権留保を明示せずに自己に引き渡した小売業者の所有権（932条）あるいは小売業者の販売権（商法366条）を完全に信頼する。したがって、最終消費者は、個別容器、統一容器の区別とは無関係に、民法932条および商法366条により容器の内容物とともに容器の所有権を取得することが可能であり、最終消費者は飲料容器に関する完全な処分権をもって占有する。したがって、最終消費者に対する製造業者の民法985条および986条1項2文の返還請求権は問題とならない。

さらに Weber は、担保容器の所有権が最終消費者に帰属することを前提に、容器担保の意義については、次のように指摘する。

①判決は、容器担保のラベル記載を、容器の返還と引換えに提供された担保金額を支払う旨の包括的な契約の申し込みの意思表示としている。しかしながら、まず第一に、法律行為上の契約の申し込みは、義務内容の具体性が要求されるが、飲料製造業者によりなされた意思表示の内容および任意の第三者と締結しようとする契約内容が不明確である。特に飲料製造業者に所有権が帰属す

---

\*53 Weber, Die Rechtsnatur des Flaschenpfands, NJW2008, S. 948.



るとした場合に、容器の売買あるいは自己物に関する有償の占有取得はあり得ず、①判決の「容器担保の返還」とする請求権の根拠が不明確である。第二に、①判決によれば、契約上の義務を伴う製造業者の申し込みは、容器を占有しかつ自己に返還する者に対して向けられるとするが、契約の申し込みは、特定の相手方に向けられなければならない、不特定者に対する契約申し込みは、原則として申込みの誘因としての意味しか有さない。したがって、最高裁が契約申込みの根拠とした容器の「担保」の表示は、担保金額の償還に関する製造業者の契約申込みではなく、単なる申込みの誘因に過ぎず、最終消費者または占有者は、単に「返還することができる空容器」であることを認識するに過ぎない。そのうえで、最終消費者が支払った担保金額を「大衆社会における飲料販売の特性」に即して解釈すれば、最終消費者の通常の意味は、「金員の返還を希望する場合には、小売業者に容器を返還することができ、容器を私的な目的で保持したいと希望すれば、金員の損失を甘受する」と把握すべきことになる。したがって、最終消費者に空容器の所有権が帰属していることを前提に、容器のラベルは、最終消費者に対する再度の売買契約の申込みの誘因ととらえ、最終消費者による空容器の返還行為は空容器を目的物とする再度の売買契約の申込みと構成できる<sup>\*54</sup>。

以上から、Weber は、容器の形状による物権法上の権利関係を区別する見解は「時代遅れ」であり、個別容器、統一容器あるいは特定の製造業者グループが使用する個別容器かを問わず同一の物権的効力が生じ、容器の所有権は常に最終消費者に移転するとする。そして、容器担保は、容器ラベルを介した容器の再売買に関する契約申込みの誘因に過ぎず、最終消費者は、この申込みの誘因を契機として、再度の売買契約の締結を申し込むこと、申し込まないことを選択することができる<sup>54</sup>と結論づける。なお、Weber の見解は、従前の Martinek の売買代金説と類似するが、Martinek が統一容器を前提として、消費者への飲料販売に際して再売却権を伴った売買契約を觀念するのに対し、Weber は、

---

\*54 ワンウェイ容器の場合には、包装制令8条による買取に関する契約締結強制が生じるが、リサイクル容器の場合には、小売業者は、容器の返還を希望する者からの売買契約の申込みを受諾するかどうかの判断を行うことができるとする (Weber, a. a. 0(Fn53), S. 950f. ).

最終消費者の再売却権を観念せず、最終消費者による再度の売買契約の申込みを観念する点、最終消費者段階で善意取得を問題とし、容器の形状を問わず最終消費者への所有権移転を肯定する点に相違がある。

なお、このような学説による批判を受けながら、連邦通常裁判所は、2009年11月13日判決<sup>\*55</sup>において、なお①判決の立場を前提とする判断を示している。そこでは、原告および被告の双方にそれぞれが流通させた担保容器が回収された際に、個別容器を流通させた原告による担保容器の引取請求、自己の担保容器の返還ないし損壊の差止請求の可否が争われたが、同判決は、①卸売業者への飲料の販売やその後の更なる販売によっても、個別容器の所有権は喪失しないとする控訴審<sup>\*56</sup>の判断は是認できること、②ラベルの「担保」または「担保容器」に含まれる意思表示の内容は、リサイクル容器かワンウェイ容器かを区別をすることなく、容器の占有者に向けられた容器の回収と引換えに担保金額を返還する旨の契約の申込みであること、③このような契約の申込みは、容器の回収システムの趣旨から撤回不能であること、④包装制令第8条の容器回収義務とラベルを介して形成される私法上の権利義務関係は区別されること等を判示し、原告の被告が流通させた担保容器の引取請求を認容している。

## おわりに

2007年7月9日の同日に出された二つの連邦通常裁判所判決は、従来の判例通説の立場に従い、容器の形状によって物権的法律関係を区別する立場に立ちながら、個別容器に関しては、流通後もなお飲料製造業者に所有権が帰属することを前提に理論構成を行った。

個別容器の所有権が流通後もなお飲料製造業者に帰属することを認めることで、飲料製造業者の個別容器に関する法的地位が強化され、リサイクル容器の回収システムはより強固なものとなる。しかし一方で、最終消費者は、小売業

---

\*55 <http://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=en&Datum=2009-11-13&nr=50144&pos=1&anz=2>

\*56 OLG Koblenz2008年7月10日判決

者から代金を支払い飲料を購入した場合、飲料内容物と共に飲料容器の所有権を取得すると考えるのが合理的な意思であり、担保容器を自由に処分する根拠が小売業者に対する損害賠償義務を自己が提供した担保によって充当した結果であるなどとは考えない。とりわけ、容器の形状によって、取得した容器に関する物権的法律関係および債権的法律関係に区別が生じることは、通常の市民感覚との乖離を生じさせる。このような観点から、売買契約構成により最終消費者の担保容器の所有権取得を肯定する見解（これを前提に、最終消費者による容器の返還は再売却権の行使とする見解、単に容器の売買契約の申込み過ぎないとする見解を含む）は、最終消費者の担保容器の返還義務を否定することで、上記の通常の市民感覚と担保容器をめぐる私法上の法律関係との接合を試みようとするものであり、同時に、学説上一定の支持を集めるに至っている<sup>\*57</sup>。したがって、連邦通常裁判所は、容器担保に関する私法上の法律関係について最上級審として一定の判断を示したものの、その理論構成ないし結論に関しては、なお学説上有力な批判に晒されている状況にあるといえる。また、容器担保の法的性質については、①、②判決とも明確な判断を示していないが、金銭を担保目的として交付する契約について、消費貸借を目的とする非典型担保と構成する見解と担保提供者の債権的な担保目的物の返還請求権を完全に奪う合意はもはや担保的に構成できないとする見解の対立は、金銭を担保の目的とする担保契約の効力を検討するうえで、一定の示唆を含んでおり、今後の研究の参考としたい。

なお、担保容器の担保金額記載に関しては、ラベル表示に具体的な担保金額が明示されていない場合、価格表示制令(Preisangabenverordnung) 1条の最終価格表示義務に違反するかどうか争われている。連邦通常裁判所1993年10月14日判決<sup>\*58</sup>は、①提示された価格に、単に飲料代金のみが含まれ、容器のための担保金額が含まれていない場合には、リサイクル容器の飲料の広告は、価格表示制令1条1項1文に基づく最終価格表示義務と一致しないこと、②価格

\*57 Vgl. J. von Staudingers Kommentar zum BGB mit Einfuhrungsgesetz und Nebengesetzen, Buch3. Sachenrecht, § § 1204-1296, § 1204, Rdn59.

\*58 NJW-RR 1994, 222.

の明確性および価格の真実性（価格表示制令1条6項1文）は、リサイクル容器入りの飲料広告に際し、飲料の最終価格および担保容器のために支払われる金額を表示することを要求する、と判示している<sup>\*59</sup>。

---

\*59 価格表示制令1条1項1文は、生活日常品あるいは生活に必要な給付を提供し、あるいは価格の提供の下で販売を行う商人は、その最終価格を提示しなければならないこと、また、同1条6項1文は、本制令に基づく価格表示は一般的な取引解釈および価格の明確性および価格の真実性の原則に一致しなければならないことを定めている。